

	補 足 内 容										
<p>金融商品取引法 (H19.9.30施行)</p>	<p>① 金融商品取引法は、証券取引法を母体として、いわゆる金融先物取引法、抵当証券法、商品ファンド法、投資顧問業法などを統合した新しい「投資者保護のための横断的な法制度」で、投資性のある金融商品を対象としている。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;">証券取引法</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(規制対象商品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 地方債 ・ 社債 ・ 株式 ・ 投資信託 ・ 有価証券デリバティブ取引きなど </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">金融商品取引法</p> <p>(規制対象商品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 地方債 ・ 社債 ・ 株式 ・ 投資信託 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託受益権全般 ・ 集团的投機スキーム持分 (包括的な定義) ・ 多様なデリバティブ取引きなど </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">② 金融商品取引業を行う業者は、すべて内閣総理大臣への申請、登録が義務づけられ、取り扱う内容によって次の4つに区分している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">金融取引業</th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種金融取引業</td> <td>流動性の高い有価証券の販売・勧誘、顧客資産の管理、店頭デリバティブ取引の販売・勧誘</td> </tr> <tr> <td>第二種金融取引業</td> <td>流動性の低い有価証券の販売・勧誘、市場デリバティブ取引の販売・勧誘</td> </tr> <tr> <td>投資運用業</td> <td>投資運用</td> </tr> <tr> <td>投資助言・代理業</td> <td>投資助言 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般の預金や保険は金融商品取引法の適用対象外であるが、投資性のある預金商品・保険商品、不動産ファンド等は金融商品取引法の販売・勧誘ルールに準じた扱いがなされる。</p> <p>④ 販売・勧誘・契約におけるルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その人にあった商品を販売・勧誘する適合性の原則 ・ 契約前に契約内容（重要事項）を説明した書面の 交付義務 (投信はすべての記載があれば目論見書で代用可) ・ 不招請勧誘及び再勧誘の一部禁止、断定的判断や虚偽説明の禁止 ・ 損失補てんの禁止 <p>⑤ 特定投資家（プロ）へ移行可能な個人の範囲は、その取引きについて1年以上の経験、純資産額3億円以上、投資性のある金融資産3億円以上の者の申し出による。特定投資家は、利用者保護の規定がほとんど適用されない。</p>	金融取引業	主な業務内容	第一種金融取引業	流動性の高い有価証券の販売・勧誘、顧客資産の管理、店頭デリバティブ取引の販売・勧誘	第二種金融取引業	流動性の低い有価証券の販売・勧誘、市場デリバティブ取引の販売・勧誘	投資運用業	投資運用	投資助言・代理業	投資助言 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介
金融取引業	主な業務内容										
第一種金融取引業	流動性の高い有価証券の販売・勧誘、顧客資産の管理、店頭デリバティブ取引の販売・勧誘										
第二種金融取引業	流動性の低い有価証券の販売・勧誘、市場デリバティブ取引の販売・勧誘										
投資運用業	投資運用										
投資助言・代理業	投資助言 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介										
<p>金融商品販売法 (一部改正)</p>	<p>金融商品取引法の施行により、業者に義務づけられる内容が拡充された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「元本を超える損失が生ずるおそれ」を説明対象に追加、説明事項として「取引の仕組みのうち重要な部分」を追加 ・ 適合性の原則（顧客の知識・経験・財産の状況や取引の目的に照らしてふさわしい説明等）に則した販売・勧誘を義務づける ・ 不確実な事項につき断定的判断の提供を禁止し、違反した場合は、元本欠損額を損害額と推定し、業者に無過失の損害賠償責任を負わせる。 										

	補 足 内 容												
財形定額貯金	財形定額貯金、財形住宅定額貯金、財形年金定額貯金は、民営化後は貯蓄型商品扱い。												
住宅金融支援機構	<p>◆ 収入等の要件（10月1日以後融資申込み分から）</p> <p>①フラット35</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月返済額の4倍以上の月収要件は廃止され、すべての借入金を含めた年間返済額が年収の下記割合以下であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>すべての借入金の年間負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月1日以後の融資金受取り分から、返済期間20年以下の金利と返済期間20年超との金利に差をつけ、全期間一律ではなくなった。 <p>② 機構財形融資（10月1日以後融資申込み分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラット35同様に、すべての借入金を含めた年間返済額が年収の下記割合以下であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>すべての借入金の年間負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>	年 収	すべての借入金の年間負担率	400万円未満	30%以下	400万円以上	35%以下	年 収	すべての借入金の年間負担率	400万円未満	30%以下	400万円以上	35%以下
年 収	すべての借入金の年間負担率												
400万円未満	30%以下												
400万円以上	35%以下												
年 収	すべての借入金の年間負担率												
400万円未満	30%以下												
400万円以上	35%以下												
財形住宅融資 (財形住宅金融扱い)	<p>◆ 収入等の要件</p> <p>住宅関連借入金の年間返済額が、前年年収の下記割合以下であること</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>住宅関連すべての年間返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円未満</td> <td>25%以下</td> </tr> <tr> <td>250万円未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円未満</td> <td>35%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>40%以下</td> </tr> </tbody> </table>	年 収	住宅関連すべての年間返済額	150万円未満	25%以下	250万円未満	30%以下	400万円未満	35%以下	400万円以上	40%以下		
年 収	住宅関連すべての年間返済額												
150万円未満	25%以下												
250万円未満	30%以下												
400万円未満	35%以下												
400万円以上	40%以下												
年金特例法	<p>5年の時効により消滅した分を含めて、本人または遺族に年金の全額を支払う特例法。対象者は次の通り。</p> <p>①年金記録の訂正によって年金が増えた人は全期間分</p> <p>②記録の訂正により、新たに年金を受け取ることとなった人</p> <p>③上記①及び②で本人死亡の場合はその遺族に支払われる。</p> <p>(注) ③の未支給の老齢年金を受け取った場合、受け取った人の一時所得扱いとなる。</p>												
傷害保険	<p>◆ 普通傷害保険等の職種級別区分の改定</p> <p>職種級別の区分を従来の3区分（職種級別1～3級）から2区分（職種級別A・職種級別B）に変更。</p> <p>従来危険度の高い職種として2級や3級に区分されていた職種がA区分になったり、逆に1級だった職種がB区分に変更になっている場合もある。</p> <p>◆ ウイルス性食中毒の取扱い</p> <p>傷害保険等において、従来より保険金支払いの対象外である「細菌性食中毒」に加え、「ウイルス性食中毒」についても保険金支払いの対象外とする内容に変更。</p> <p>◆ 交通乗用具の範囲の変更</p> <p>交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険等で規定される交通乗用具について、シニアカー等「原動機を用い、搭乗装置のある歩行補助車」を対象に含めるとともに、キックボードが対象外となる内容に変更。</p>												